

手数料・払戻金制度

株式会社ワークスシーズ

紹介手数料・・・年収（年間賃金）×35%

◆お支払いにつきましては以下の点をご了承ください

- (1) 上記紹介手数料については、採用者の入社確認後、すみやかにご請求をさせていただきます。
- (2) 上記紹介手数料のご請求・お支払いには、手数料金に消費税を加算させていただきます。
- (3) 年収の算出は次の計算を適用させていただきます。
但し、年俸制の場合は年俸額を適用させていただきます。

＜年収＞

＝（月額固定給×12ヶ月）＋（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数）

※月額固定給の算定

＝基本給＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当※

※家族手当や通勤手当など割増賃金の算定基礎から除外される賃金、および割増賃金は諸手当に含まれない。

払戻金制度

- (4) 採用者が明らかに本人の責による解雇、または自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合、ワークスシーズは受領した紹介手数料の内、次の計算式によって算出した金額を貴社に返金するものとします。尚、前述以外の事由による退職の場合は、本事項は適用されません。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・1ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の80% |
| ・1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の50% |
| ・3ヶ月以上で退職した場合 | 返金なし |